

## 児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究

### －虐待者の属性と効果的な援助に資する要因との相関関係等に関する実証研究－

子ども家庭福祉研究部	才村純・澁谷昌史・柏女霊峰・庄司順一
非常勤研究員	有村大士（日本社会事業大学大学院）
研修生	妹尾洋之（神奈川県子ども家庭課）
東京都児童相談センター	犬塚峰子
厚生労働省雇用均等・児童家庭局	太田和男
神奈川県相模原児童相談所	佐久間てる美
兵庫県中央こどもセンター	田中隆志
徳永家族問題研究所	徳永雅子
大阪大学	西澤哲
神戸少年の町	野口啓示
子どもの虐待防止センター	広岡智子
宮城県子ども総合センター	本間博彰
札幌学院大学	松本伊智朗
チャイルド・リソース・センター	宮口智恵

#### 要 約

平成18年12月1日現在、全国の児童相談所で家族再統合援助を行っている事例について質問紙調査を行った。その結果、55児童相談所より136事例の回答があった。これらの事例について、家族再統合援助の進行状況について統計解析を行い、親の特徴別（「精神障害群」、「人格障害群」、「知的障害群」、「被虐待群」、「左記特徴に該当なし群（以下、「該当なし群）」）に家族再統合援助を促進する要因について把握を行った。その結果、特に「人格障害群」でいわゆるハードアプローチである「職権保護」が有効に作用していること、また「該当なし群」では、親や家族、そして地域が協働して問題解決を図る環境を作ることが家族再統合援助を促進する上で有効であることなど、新たな知見が得られた。

キーワード：家族再統合、児童相談所、保護者援助

#### A Study on the System Implementation for Supporting Family Reintegration in Child Guidance Centers

Jun Saimura, Masashi Shibuya, Reihou Kashiwame, Junichi Shouji, Taishi Arimura, Hiroyuki Seno, Mineko Inuzuka, Kazuo Ohta, Terumi Sakuma, Takashi Tanaka, Masako Tokunaga, Satoru Nishizawa, Keiji Noguchi, Tomoko Hirooka, Hiroaki Honma, Ichiro Matsumoto, Tomoe Miyaguchi

**Abstract** : This paper is based on the questionnaires answered by 55 child guidance centers where implementing family reintegration services. As a result of the statistical analysis, the elements of efficiency, facilitating the family reintegration required individual support under characteristic categories of the parents; such as exercising worker's authority toward personality disorder group worked efficiently.

**Keywords** : Family Reintegration, Child Guidance Center, Parent's Support

## I 研究の目的

家族再統合に向けた援助の重要性が指摘される中、児童相談所においても家族再統合援助について試行錯誤が重ねられているが、本研究は、児童相談所における家族再統合援助が効果的に実施できるための基本的な課題整理を行うとともに、児童相談所における援助枠組み、援助の方法、必要な体制のあり方等について提言を行うことを目的としている。平成17年度には、児童相談所における家族再統合援助の実態把握を行い、加えて家族再統合援助に関する概念整理、援助体系のモデル化を試みた。平成18年度においても児童相談所における援助実態のより詳細な把握を行うとともに、新たに保護者や子どもの特性と援助効果との関係、援助が有効に機能するための要因等について統計的な分析を行い、もって児童相談所における援助体制のあり方や効果的な援助のあり方を検討する上での一助とした。

## II 研究方法

本研究の主任研究者は、財団法人こども未来財団「平成18年度児童関連サービス調査研究等事業」の一環として、「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究」（以下、「運用実態調査」という）を実施し、平成16年の児童虐待防止制度改正後の児童相談所における改正法の施行状況全般について実態を把握し、必要な政策提言を行ったが、本チーム研究では、このうち、家族再統合援助に関するデータについて、より詳細な分析を行ったものである。

運用実態調査は、全国の児童相談所を対象に質問紙調査を実施したが、質問紙は、一般事項や事例件数等を尋ねる基本調査票と、該当事例を有する児童相談所に対し、当該事例の内容等を尋ねる事例調査票で構成されている。このうち、本調査研究では、事例調査票で把握した児童や保護者の特性と援助内容との関係分析や援助に有効に寄与しえる要因の抽出等、家族再統合援助のあり方に資するための詳細な分析を行った。

事例調査票で求めた事例は、平成18年12月1日現在、虐待を理由に施設入所措置又は里親委託されている児童で、児童相談所が家庭復帰を目的に「家族再統合援助計画」を策定している事例で、「実際に援助を実施できている、あるいはすでに実施済み事例」、「実施不可能である事例、あるいは中断を余儀なくされた事例」それぞれ2事例を上限に任意選択の上、回答を求めたものである。

家族再統合援助に係る事例調査票の質問項目は、(1)「家族再統合方針を立てた時期」、(2)「保護者への虐待告知」、(3)「再統合方針決定時の親の虐待認識」、(4)「現在の親の虐待認知」、(5)「計画策定にあたり参画した人

または機関」、(6)「援助計画の策定に基づく保護者援助の実施状況」、(7)「保護者援助の内容」、(8)「(7)の援助内容を選択した理由」、(9)「援助が実施できない理由」、(10)「家庭復帰の見通し」、(11)「家庭復帰に到るまでに取り組んでおくべき課題・条件」、(12)「ケースの属性」の12項目である。

## III 結果と考察

### 1. 回答状況

家族再統合援助計画を「策定している」と回答した児童相談所は、回収数137ヶ所中66ヶ所であった。そのうち55ヶ所より136事例の回答があった。

### 2. 集計結果と考察

#### (1) 家族再統合の方針を決定した時期

136件のうち、「初期介入時」10件(7.4%)、「一時保護中」23件(16.9%)、「施設措置・里親委託時」31件(22.8%)、「施設入所・里親委託後」68件(50.0%)、「その他」2件(1.5%)、「不明」2件(1.5%)であった(表1)。すなわち、施設入所措置・里親委託時点までに家族再統合の方針を立てたケースと、施設入所措置・里親委託後に方針を立てたケースが二分される結果となった。特に後者では、施設入所措置・里親委託を行う時点では、未だ保護者の虐待の認知ができていなかったり、援助を受ける動機づけが形成されていないなどの理由が考えられる。

#### (2) 保護者への虐待告知を行った段階

136件のうち、「初期介入時」84件(61.8%)、「一時保護中」34件(25.0%)、「施設措置・里親委託時」3件(2.2%)、「施設入所・里親委託後」8件(5.9%)、「その他」3件(2.2%)、「不明」4件(2.9%)であった(表2)。家族再統合方針を立てているケースの6割が初期介入時に虐待告知を行っている。一時保護中(25.0%)を含めると、86.8%が介入の早期段階で虐待告知を行っており、児童相談所が介入する根拠を明示した上で、援助の枠組みづくりにつなげる姿勢がかなり徹底されている様子が伺える。

#### (3) 家族再統合方針を立てた時期と虐待告知時期との関連

家族再統合方針の決定時期と虐待告知時期とのクロス集計を行ったが、すべてのケースについて家族再統合方針に先立って虐待告知が行われていた(表24)。家族再統合援助の主目的は、虐待状況の改善にある。従って、家族再統合の方針を立てる前に保護者の行為が虐待に当ることを告知し、援助目標を共有化するのは当然のことであろう。

(4) 家族再統合の方針決定時の親の虐待認知の状況

西澤は、保護者の虐待への認識には、「行為そのものの認識」「行為の結果の認識」「行為の心理的メカニズムの認識」の3つの要素があるとしている（注1）。すなわち、「行為そのものの認識」とは、「自分が子どもに対して間違っただけをした」という認識であり、「行為の結果の認識」とは、「自らの虐待の結果、子どもがさまざまな心理的問題や行動上の問題を持つに至ったのだ」という認識であり、「行為の心理的メカニズムの認識」とは、「子どもへの虐待行為の背景に存在する親自身の心理的な要因について認識」することである。

西澤のこの考え方に依拠して、家族再統合の方針決定時における保護者の虐待認知状況を尋ねたが、136件のうち、「行為があったことは認めていたが、それが虐待であることは認めていなかった」58件（42.6%）、「行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていた」41件（30.1%）、「虐待の結果子どもにどのような影響を及ぼしたかを理解していた」5件（3.7%）、「なぜ虐待に至ってしまったのか、そのメカニズムまで理解していた」2件（1.5%）、「行為があったことも虐待にあたることもまだ認めていなかった」25件（18.4%）、「その他」5件（3.7%）であった（表3）。4割の事例で虐待を認めており、8割前後の事例では、少なくとも行為は認めていた。

(5) 現在の親の虐待認知の状況

調査時点における親の虐待認知の状況では、136件のうち、「行為があったことは認めているが、それが虐待であることは認めていない」33件（24.3%）、「行為があったことを認め、それが虐待であることも認めている」47件（34.6%）、「虐待の結果子どもにどのような影響を及ぼしたかを理解している」16件（11.8%）、「なぜ虐待に至ってしまったのか、そのメカニズムまで理解している」13件（9.6%）、「行為があったことも虐待にあたることもまだ認めていない」18件（13.2%）、「その他」8件（5.9%）、「不明」1件（0.7%）であった（表4）。西澤が指摘する「行為そのものの認識」「行為の結果の認識」「行為の心理的メカニズムの認識」は、後者になるほど、より高位な認知と考えられ、この意味では、家族再統合方針決定時より認知が進んでいるととらえることができる。

(6) 家族再統合援助計画の策定に参画した人または機関

複数回答で尋ねたが、「児童本人」15件（5.8%）、「虐待者」64件（24.6%）、「虐待者以外の家族」34件（25.0%）、「児童福祉施設職員」90件（34.6%）、「関係機関職員」47件（18.1%）、「その他」10件（3.8%）であった（表5）。援助が成立するには、援助する側とこれを受ける側との間に合意、特に具体的な援助内容に関する合意が形成される必要があり、この意味では援助計画に虐待者や

その家族が参画することは当然のことと考えられるが、「虐待者」は64件（24.6%）、「虐待者以外の家族」は34件（25.0%）にとどまっている。援助計画の策定段階において保護者の協力が得られないのか、児童相談所が保護者の参画を提案していないのか、今回の調査では分らないが、表3において過半数の保護者が自己の行為が虐待であることを認めている現状を踏まえると、児童相談所が保護者の参画を要請していないケースが多いのではないかと考えられる。

(7) 家族再統合援助計画に基づく保護者援助の実施状況

136件のうち、「すでに実施済み」10件（7.4%）、「実施中」94件（69.1%）、「中断中」12件（8.8%）、「今後実施する予定」5件（3.7%）、「実施予定が立てられない・実施予定なし」13件（9.6%）、「不明」2件（1.5%）であった（表6）。今回の調査では、家族再統合援助方針を立てたケースについて、当該計画に基づいて保護者援助を実施したケースを2事例まで、当該計画に基づいた保護者援助が実施できなかったケースを2事例までそれぞれ求めたが、「すでに実施済み」「実施中」が合わせて104件（76.5%）と4分の3以上を占めており、家族再統合の方針は決めたものの、実施の目処が立っていないのは1割に過ぎなかった。

(8) 実施した（実施中・実施予定の）保護者援助の内容

複数回答で尋ねたが、「MCG」0件（0%）、「CSP（コモンセンス・ペアレンティング）」6件（4.4%）、「My Tree」0件（0%）、「ペアレントトレーニング（精研方式）」5件（3.7%）、「Nobody's Perfect」0件（0%）、「家族再接触プログラム」46件（33.8%）、「親子宿泊体験」20件（14.7%）、「生活課題解決のためのソーシャルワーク」31件（22.8%）、「定期的な面接指導・カウンセリング」100件（73.5%）、「その他」18件（13.2%）であった（表7）。

家族再統合を図るには、生活課題解決のためのソーシャルワークをはじめ、家族と子どもを徐々に接近させる家族再接触プログラム、個別又はグループによるカウンセリング、ペアレントトレーニングなどの治療的教育など、多面的な援助が必要と考えられるが、今回の調査では「定期的な面接指導・カウンセリング」が群を抜いて多く、他の援助プログラムの実施状況は低調であった。従前より比較的一般に採り入れられて来た「家族再接触プログラム」でさえ1/3に止まっている。

表12において、家庭復帰に至るまでに取り組んでおくべき課題・条件として、地域や関係機関、家族のサポート体制など多様なものが挙げられているが、これらは「定期的な面接指導・カウンセリング」では対応しきれないものである。

「定期的な面接指導・カウンセリング」に集中しているのは、児童相談所が取り扱うケースは特に複雑なため

個別対応せざるを得ないのか、児童相談所が他の援助プログラムをもち得ていないのか、その原因をさらに追求する必要がある。表9において、当該保護者援助の内容を採用した理由として「児童相談所内にこの援助内容を実施できる職員がいるから」が32件(23.5%)を占めている事実と抱き合わせて考えると、他の援助プログラムの実施状況が低調であるということは、これらを実施できる職員がいないことを意味するものとも考えられる。ただ、ペアレントトレーニングが合わせて1割程度見られるのは注目に値する。最近、ペアレントトレーニングのワークショップに職員を派遣させる児童相談所が増えていることが実地調査で明らかになったが、このことは、今後ペアレントトレーニングを実施する児童相談所が増えていくことを示唆している。

#### (9) 定期的な面接指導・カウンセリングのおよその頻度

表7で選択された「定期的な面接指導・カウンセリング」100件のうち、98件について回答があり、「週1回」5件(5.0%)、「2週に1回」14件(14.0%)、「月1回」68件(68.0%)、「3ヶ月に1回」6件(6.0%)、「その他」5件(5.0%)、「不明」2件(2.0%)であり、約9割の事例で月1回以上の定期的な面接指導・カウンセリングが行われていた(表8)。

#### (10) 表7の援助内容を選択(あるいは組み合わせ選択)した理由

複数回答で尋ねたが、「援助内容が保護者や親子が抱える課題解決に適しているから」92件(67.6%)、「児童相談所内にこの援助内容を実施できる職員がいるから」32件(23.5%)、「外部にこの援助内容を実施委託できる人・機関があるから」16件(11.8%)、「保護者が希望した(している)から」22件(16.2%)、「児童相談所として、再統合を目指すケースにはこの援助の受講を条件としているから」23件(16.9%)、「その他」7件(5.1%)であった(表9)。

#### (11) 表6で「実施予定が立てられない・実施予定なし」と回答した理由

複数回答で尋ねたが、「親の意識・意欲が乏しいため」12件(92.3%)、「親の経済的理由から実施が困難であるため」3件(23.1%)、「実施場所・時間・方法などの点で親との合意に達しないため」4件(30.8%)、「協働する他機関との調整が困難なため」1件(7.7%)、「その他」5件(38.5%)であった。「親の入院・拘留等により実施が困難であるため」、「具体的な援助技法実施にあたって、技術面で未整備のため」、「児童相談所の人員不足のため」、「児童福祉施設が実施すべきであるが、条件が整わないため」は選択がなかった(表10)。

保護者の経済的理由により援助が実施できない事例が23%あるが、保護者の経済的負担の解消策を検討して

いく必要がある。

#### (12) 家庭復帰の見通し

136件のうち内訳は、「すでに家庭復帰を決定し、最終調整の時期にある」23件(16.9%)、「間もなく家庭復帰の決定を行える見通しである」15件(11.0%)、「まだ取り組み過程にあるが、ほぼ順調に進行している」35件(25.9%)、「取り組み過程にあるが、現在あまり目立った進展が見られない」32件(23.5%)、「まだ具体的な取り組みには至っておらず、家庭復帰をイメージできる状況にはない」25件(18.4%)、「不明」6件(4.4%)となっていた(表11)。「すでに家庭復帰を決定し、最終調整の時期にある」「間もなく家庭復帰の決定を行える見通しである」「まだ取り組み過程にあるが、ほぼ順調に進行している」を合わせると、53.8%を占めている。表6において76.5%が援助計画に基づき保護者援助が実施されている事実と抱き合わせて考えると、援助が実施されているケースについては多くが順調に推移していると言えるだろう。なお、「まだ具体的な取り組みには至っておらず、家庭復帰をイメージできる状況にはない」ケースが25件(18.4%)となっているが、この値は、表6の「中断中」「実施予定が立てられない・実施予定なし」25件(18.4%)と符合する。

#### (13) 家庭復帰に至るまでに取り組んでおくべき課題・条件

家庭復帰までに取り組んでおく課題として多いのが、「関係機関のサポート体制の整備」73件(53.7%)、「家族の理解・サポート体制の整備」57件(41.9%)、「地域の理解・サポート体制の整備」57件(41.9%)であった(表12)。家族のレベルから、関係機関・地域のレベルまで、それぞれの層でのサポート体制の構築が必要とされていた。

次いで、「虐待者の虐待認知の形成」48件(35.3%)、「虐待者の不安・こまり感の軽減」40件(29.4%)、「親族の理解・サポート体制の整備」39件(28.7%)、「児童相談所が用意した所定のプログラムを終了すること」38件(27.9%)、「虐待者への治療的援助」37件(27.2%)、「児童の問題行動等の改善・軽減」33件(24.3%)、「児童自らの危険回避能力の獲得」32件(23.5%)、「親側の引き取り意欲」25件(18.4%)、「児童の家庭復帰への希望」16件(11.8%)などとなっており、子どもや親などの当事者の意欲や能力が求められているといえる。

全体的には、関係機関や地域、家族のサポート体制の整備が多く挙げられている。このことは、保護者自身や子どもへの援助もさることながら、保護者以外のサポート体制の整備も不可欠な課題としてとらえられていることを意味している。

#### (14) 事例の属性

- ① 初期介入時の年齢  
多様であるが、平均は7.0歳となっていた(表13)。
- ② 現在の年齢  
平均は11.7歳となっていた(表14)。つまり、初期介入から平均4.7年経過していることになる。
- ③ 性別  
「男」69件(50.7%)、「女」60件(49.1%)、「不明」7件(5.1%)となっていた(表15)。
- ④ 主たる虐待者  
多い順に、「実母」73件(53.7%)、「実父」40件(29.4%)、「養父・継父」10件(7.4%)、「養母・継母」5件(3.7%)となった(表16)。厚生労働省の統計(平成17年度社会福祉行政業務報告)によると、児童相談所が取り扱った虐待相談における主たる虐待者の比率は、「実母」61.1%、「実父」23.1%、「実父以外」6.1%、「実母以外」1.7%となっているが、これと比較して援助計画を策定した事例で割合が高かったのは「実父」「実母以外」であり、逆に低かったのは「実母」「実父以外」である。なお、調査の対象期間は本調査では平成18年度、社会福祉行政業務報告は平成17年度となっているが、社会福祉行政業務報告における主たる虐待者内訳はこの数年、大きく変わっていない。
- ⑤ 虐待の種類(主たるものひとつ)  
「身体的虐待」81件(59.6%)が最も多く、半数以上を占めていた(表17)。その他は、「ネグレクト」30件(22.1%)、「心理的虐待」17件(12.5%)、「性的虐待」4件(2.9%)、「不明」4件(2.9%)の順であった。厚生労働省の統計(平成17年度社会福祉行政業務報告)によると、児童相談所における虐待相談の虐待種別の内訳は、身体的虐待42.7%、ネグレクト37.5%、心理的虐待16.8%、性的虐待3.1%となっており、これと比較すると今回の調査では身体的虐待の比率が高く、ネグレクトの比率が低くなっている。このことは、ネグレクトケースにおける援助の困難性を意味していると考えられる。なお、調査の対象期間は本調査では平成18年度、社会福祉行政業務報告は平成17年度となっているが、社会福祉行政業務報告における虐待種別内訳はこの数年、大きく変わっていない。
- ⑥ 虐待の程度  
「重度(生命への危険あり)」23件(16.9%)、「中度(心身への何らかの加療を要す)」69件(50.7%)、「軽度(a・b以外)」36件(26.5%)、「不明」8件(5.9%)であり、中重度が8割近くを占めていた(表18)。
- ⑦ 児童に関する情報  
児童に関する情報(複数回答)では、「情緒的問題」40件(29.4%)、「行動上の問題」38件(27.9%)、「発達障害」15件(11.0%)、「知的障害」11件(8.1%)、「身体障害」4件(2.9%)、「慢性疾患」4件(2.9%)、

「自閉性障害」2件(1.5%)となっており、「該当なし」は47件(34.6%)に過ぎなかった(表19)。

- ⑧ 虐待者に関する情報  
「人格障害」29件(21.3%)、「精神障害」23件(16.9%)、「被虐待歴」24件(17.6%)、「知的障害」6件(8.1%)となっており、「該当なし」は59件(43.4%)であった(表20)。
- ⑨ 立入調査・職権保護・児童福祉法第28条措置の有無  
強制介入の状況では、職権保護68件(50.0%)、28条措置34件(25.0%)、立入調査11件(8.1%)となっていた(表21-23)。例えば、才村らが平成17年4月～11月を対象期間として行った調査では、同期間に受理した虐待件数は18,029件となっているが、同期間における職権保護件数は970件、立入調査件数は150件であり、それぞれ受理件数の5.4%、0.8%に過ぎない(注2)。今回の対象事例はこれらを大きく上回っている。このことは、強制介入が必ずしも家族再統合援助の方針を決定する上で妨げとなるものではないことを示唆しているのではないかと考えられる。

#### (15) 虐待者の属性別にみた家族再統合援助の進行に作用する要因

虐待を行った親の属性(精神障害群、人格障害群、被虐待経験群、以上のいずれにも該当しない群)毎に、家族再統合援助の進行に作用する要因について解析を行った。すなわち、事例調査票⑦「保護者援助の内容」および⑩「家庭復帰までに取り組んでおくべき課題」の中で回答された各項目(援助要素)について、援助の進捗との関連において統計的に有意性が認められたものを親の属性別に整理した。ただ、今回の調査で得た事例数は136件と少なく、属性別に把握を試みるには十分とはいえず、また、それぞれのケースについて個別性が高いためと考えられるが、Pearsonのカイ二乗検定(両側)だけでは傾向をつかむことが困難であった。このため、統計的な検定に際して、期待値が十分確保できているものについてはPearsonのカイ二乗検定を使用し、逆に期待値が十分確保できないものについてはFisherの正確有意確立検定の片側検定を実施し、有意確立10%以下を有意と設定した。統計には、SPSS15.0Jを使用した。なお、各属性(群)についての、該当・非該当の判断は、各児童相談所の記載に従った。

##### ① 親の属性と子どもの属性

虐待を行った親の属性(精神障害群、人格障害群、知的障害群、被虐待群、以上の項目に該当しない群)と、子どもの属性(発達障害、自閉性障害、身体障害、慢性疾患、情緒的問題、行動上の問題、以上の項目に該当なし)がどのような組み合わせになっているのかをカイ二乗検定(Fisherの正確有意確立検定)で調べたところ、表Aのようになった。

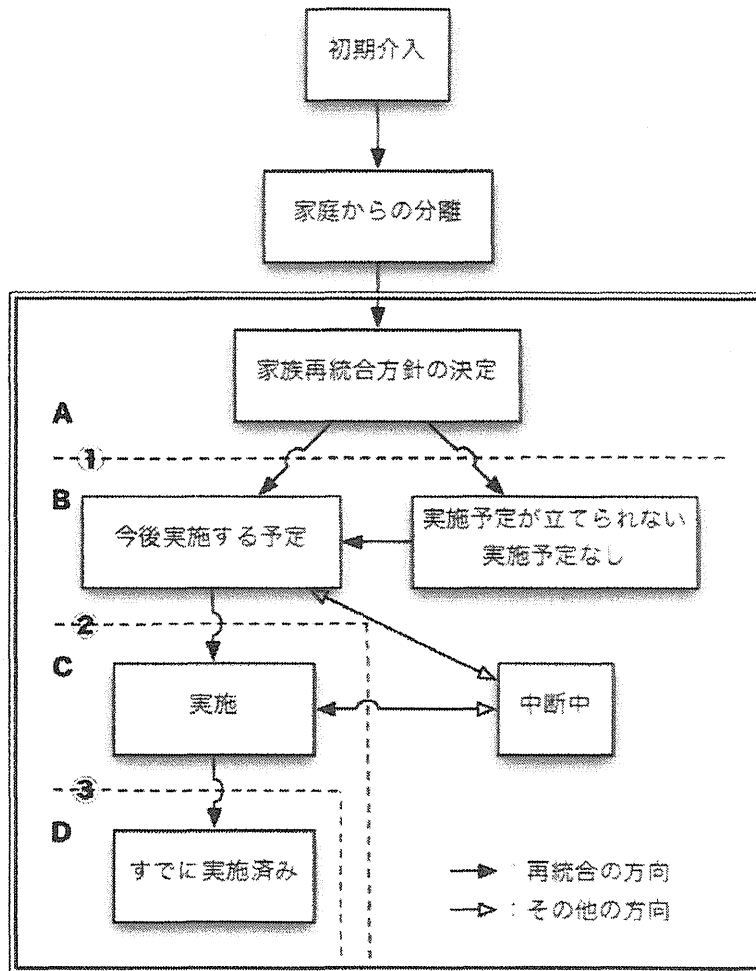
親の属性が人格障害群でない場合、子どもの特徴として「情緒的問題」は少なかった。また、親の属性が被虐待歴群の場合、子どもの「行動上の問題」の割合が高くなっていた。親の特徴で該当なし群の場合、子どもの「情緒的問題」「行動上の問題」の割合は有意に低く、親の属

性が該当なし群の場合、子どもの特徴も「該当なし」の割合が有意に高かった。このことは、同じ虐待を受けていても、「該当なし」の親に育てられている子どもは、他の親に育てられている子どもよりダメージが少ないことを示唆している。

表A 親の属性と子どもの特徴の関連

		親の特徴				
		精神障害	人格障害	知的障害	被虐待	該当なし
子どもの特徴	発達障害					
	自閉性障害					
	知的障害					
	身体障害					
	慢性疾患					
	情緒的問題		*			*
	行動上の問題				・	*
	該当なし					・

(・p<0.1、\*p<0.05、\*\*p<0.01、\*\*\*p<0.001)



図A 家族再統合援助の実施状況についての区分

② 家族再統合援助の実施状況による検討

家族再統合援助について、親の属性ごとに実施を促進する要因を検討した。まず、援助の進捗段階を類型化し、図Aのように整理した。「家族再統合方針の決定」が行われた段階を段階Aとし、実施に到らない「今後実施する予定」「実施予定が立てられない」「実施予定なし」「中断中」を段階Bと設定した。さらに、家族再統合援助が「実施」に到った段階を段階C、そして既に「実施済み」の段階を段階Dとした。

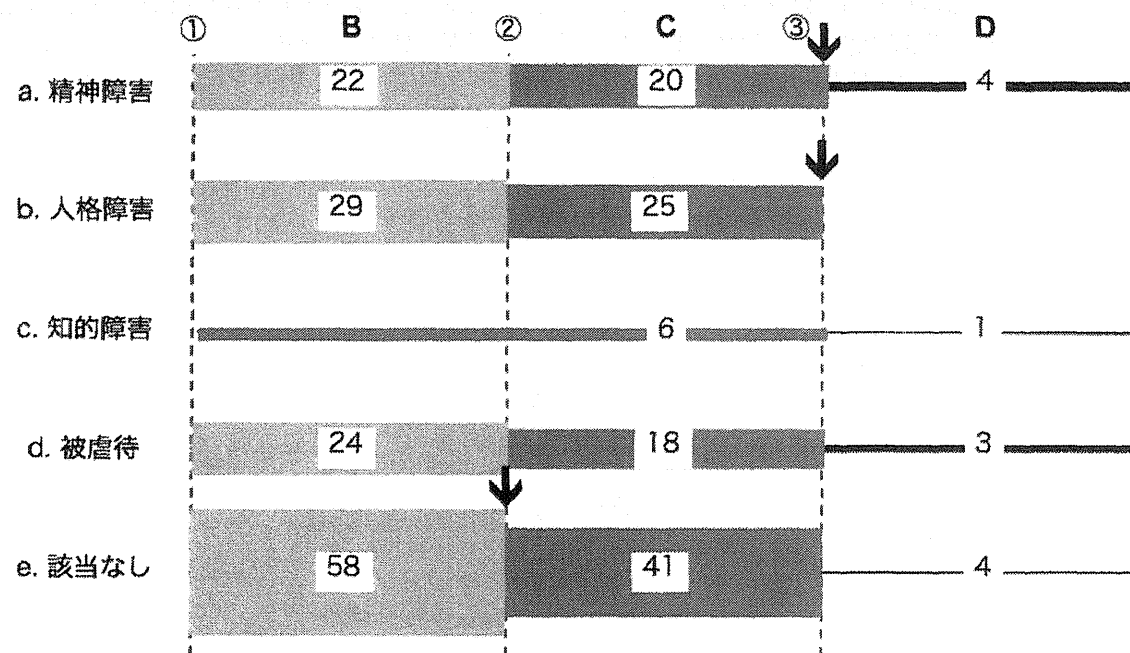
そして、段階Aと段階Bの境界を区分①とし、段階BとCの境界を区分②と設定した。同様に、段階CとDの境界を区分③と設定した。従って、区分②を達成したかどうかを調べるにより、家族再統合援助が実施にいたる要件について検討でき、区分③を調べるにより、家族再統合援助が実施済みとなる要件が検討できることとなる

次に、親の属性が家族再統合援助に影響を及ぼすかど

うかを検討したところ、図Bのようになった。図では、左から右へ、つまり段階①から段階③の方向へ援助が進められており、記入されている数字は、今回の調査において、a から e までの親の属性と図Aで示したB、C、Dの各段階における分布を反映したものである。親の属性に関わらず、区分②は達成できているものの、区分③を達成するのは困難であることが分かる。

なお、図中に示した矢印(↓)は、それぞれの区分において、親の属性が統計的に有意な傾向を持つ場合について記入した。まず、親の属性が a. 精神障害群、b. 人格障害群の場合、区分③を達成すること、すなわち援助を終了させることが困難なことが分かる。

さらに e. 該当なし群の場合、区分②を達成しやすい、すなわち援助の計画を実行に移し易いことが分かった。このことは、該当なし群の場合、他の群に比べ、援助を受けることの協力を取り付け易いことを物語っていると言える。



図B 親の属性と区分②③の達成 (↓の箇所では有意な差)

次に、親の属性ごとに、区分②および区分③の達成を促進する要因をカイ二乗検定 (Fisher の正確有意確立検定) で調査した結果をまとめたところ、表Bのようになった。

まず、区分②の達成、すなわち援助計画を実行に移すための有意な要因として、人格障害群では「家族再接触・宿泊体験」、「定期的な面接・カウンセリング」が、被虐待群では「虐待認知の形成」「親子再接触・宿泊体験」「定期的な面接指導・カウンセリング」が、該当なし群では「児童相談所以外の関係機関の参画」が挙げられた。

次に、区分③の達成、すなわち援助を終了させる上で有意な要因としては、もともと区分③を達成している事例が少ないため、一定の傾向が得られたものは少なく、精神障害群において「虐待者の不安・こまり感の軽減」が挙げただけである。

表B 親の属性別に見た、区分②③の達成を促進する要因

	区分②の達成	区分③の達成
精神障害		・虐待者の不安・こまり感の軽減*
人格障害	・家族再接触・宿泊体験 ・定期的な面接・カウンセリング*	
知的障害		
被虐待	・親の虐待認知の形成** ・現在の親の虐待認知* ・親子再接触・宿泊体験 ・定期的な面接指導・カウンセリング**	
該当なし	・児童相談所以外の関係機関の参画	

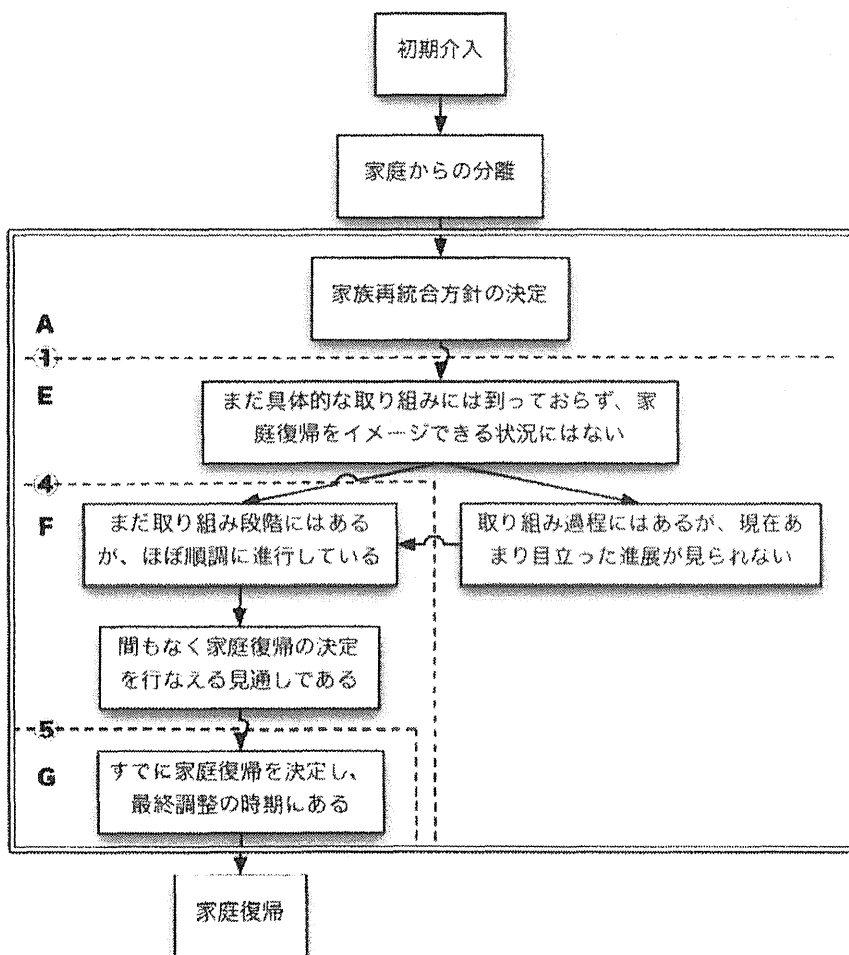
(・p<0.1、\*p<0.05、\*\*p<0.01、\*\*\*p<0.001、記入がない場合 p<0.1)

③ 家庭復帰の見通しによる検討

家庭復帰の見通しによる検討を行なうために、家族再統合の進捗段階について図Cのように整理した。段階Aは「家族再統合方針の決定」を行なった時期とし、段階Eから段階Gまで4段階に分類した。段階Eは家庭復帰について「まだ具体的な取り組みには到っておらず、家庭復帰をイメージできる状況にない」、あるいは「取り組み過程にはあるが、現在あまり目立った進展がみられな

い」段階と設定した。段階Fは、「まだ取り組み段階にはあるが、ほぼ順調に進行している」「間もなく家庭復帰の決定を行なえる見通しである」段階とし、段階Gは「すでに家庭復帰を決定し、最終調整の時期にある」段階とした。

加えて、段階EとFの境界を区分④とし、段階FとGの境界を区分⑤と設定した。



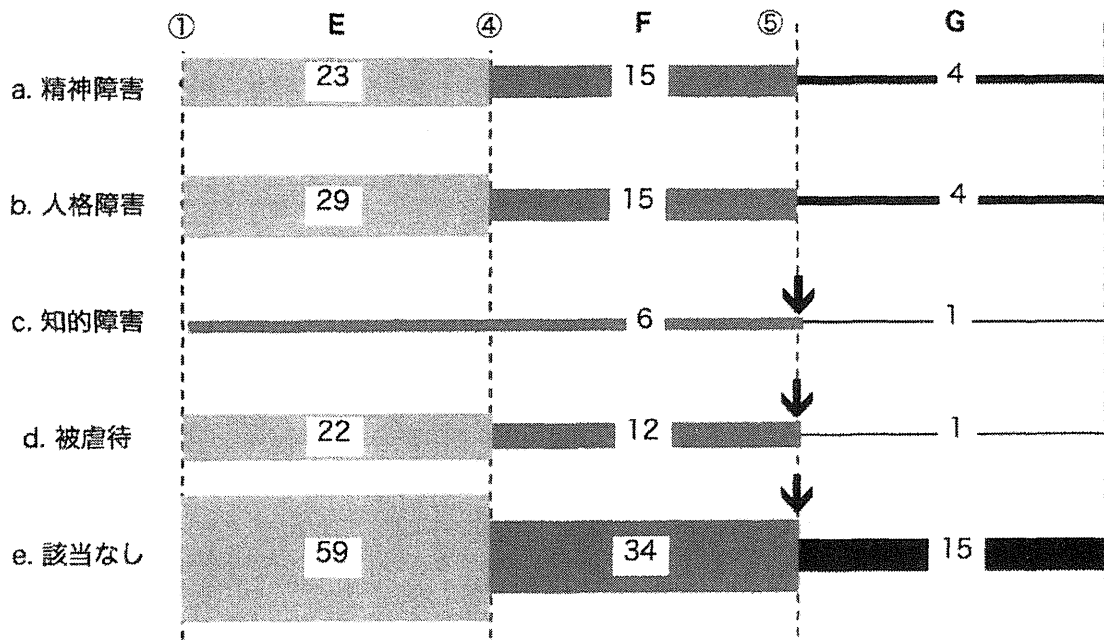
図C 家庭復帰の見通し



次に、親の属性が家庭復帰に対して影響を与える要因について調べた。図Dは、親の属性別に見た区分④、⑤の達成状況について調べたもので、区分①が左にあり、段階E、F、Gと右に行くにつれて、家庭復帰に近づいている。それぞれの段階と、親の属性ごとに実数を記入した。

家庭復帰の見通しに影響を与える親の属性を調べるため、それぞれ各段階ごとにカイ二乗検定（Fisherの性格有意確立検定；10%水準で有意）を行ったところ、区分⑤の達成について、知的障害群、被虐待群、該当なし群

で有意な差が見られた。すなわち、親の知的障害群、被虐待群では区分⑤の達成が難しく、逆に該当なし群では達成しやすいことが分かった。つまり、該当なし群では、家庭復帰の見通しがもててから実際の家庭復帰を決定するまでの移行が容易であり、知的障害群、被虐待群では困難となっている。知的障害群、被虐待群では、様々な課題があるため、家庭復帰の見通しがもてても、実際にこれを決定する段階になると、新たな課題が次々と生じてくるからではないかとも考えられる。



図D 親の属性と区分④⑤の達成（↓の箇所では有意な差）

次に、親の属性別に、区分④、⑤の達成を促進する要因をカイ二乗検定（Fisherの正確有意確立検定）によって調べたところ、表Cのようになった。

まず、区分④の達成を促進する要因、すなわち援助のための具体的な取組みに至っていない段階から取組みへの移行を促進する要因としては、精神障害群では「虐待者の不安・こまり感の軽減」が挙げられた。このことは精神障害者の場合は、不安や困難感に対する受容とこれらの軽減に向けた援助が特に重要であることを物語っているといえる。また、人格障害群では、「関係機関のサポート体制の整理」とともに、「職権保護」が挙げられた。特に、職権保護は援助する側の主体的判断のもとに行われるものであり、時に保護者との苛烈な対立関係を引き起こす原因にもなるが、これが援助を促進する要因になっていることをどう考えればよいのであろうか。津崎は、虐待する保護者の中には、援助者が受容的、共感的な態度を示せば示すほど徹底した攻撃性を現す者もあり、このような保護者には、援助者が社会の壁となって一歩も引かない毅然たる対応（ハードアプローチ）をとれば、

態度を翻し、冷静な話し合いが可能になる場合も少なくないと述べている（注3）。特に、人格障害をもつ親の場合は、このような援助者による強い枠組みが効を奏するのであろうか。今後、詳細な検討が必要と思われる。

被虐待群では、「親の虐待認知」、援助計画作成への「虐待者の参画」、「虐待者以外の家族の参画」が挙げられ、該当なし群では、「虐待者の参画」「虐待者以外の家族の参画」、「定期的なカウンセリング」が挙げられた。

区分⑤の達成、すなわち家庭復帰の見通しがもてる段階から実際に家庭復帰を決定する段階への移行を促進する要因を見てみると、精神障害群では区分④と同様、「虐待者の不安・こまり感の軽減」が挙げられ、人格障害群では「関係機関のサポート体制の整備」が挙げられた。該当なし群では、「児童本人の参画」「虐待者の参画」「虐待者以外の家族の参画」「親族の理解・サポート体制の整備」「地域の理解・サポート体制の整備」などの、子どもや親といった当事者やインフォーマルな資源である親族や地域と連携した枠組み作りについての項目が挙げられた。

表C 親の特徴別に見た、区分④⑤の達成を促進する要素

	区分④	区分⑤
精神障害	・虐待者の不安・こまり感の軽減*	・虐待者の不安・こまり感の軽減*
人格障害	・関係機関のサポート体制の整備*** ・職権保護	・関係機関のサポート体制の整備
知的障害		
被虐待	・現在の親の虐待認知* ・虐待者の参画* ・虐待者以外の家族の参画* ・定期的な面接指導・カウンセリング*	
該当なし	・虐待者の参画* ・虐待者以外の家族の参画 ・定期的な面接・カウンセリング*	・児童本人の参画* ・虐待者の参画* ・虐待者以外の家族の参画* ・親族の理解・サポート体制の整備 ・地域の理解・サポート体制の整備

(・p<0.1、\*p<0.05、\*\*p<0.01、\*\*\*p<0.001、記入がない場合 p<0.1)

効果的な援助に資すると思われる要因を保護者の属性別に明らかにしたが、収集した事例の標本数が少ないため、有意水準についても甘く設定せざるを得なかった項目もあり、今回提示した要因を直ちに一般化することはできない。この意味ではこれらの要因はあくまで仮説的であり、今後検証される必要があることを断っておきたい。

なお、各検定結果の詳細は表 28～表 53 を参照されたい。

### 3. まとめ

- ① 家族再統合援助の方針を決定した時期は、施設入所措置・里親委託前と施設入所措置・里親委託後がそれぞれ約 50% となっており、二分されていること。後者では、施設入所措置・里親委託を行う時点では、未だ保護者の虐待認知が形成されていなかったり、援助を受ける動機づけが形成されていないなどの理由が考えられたこと。
- ② 虐待告知の時期では、9 割近いケースにおいて施設入所措置・里親委託前に虐待告知が行われていること。また、すべてのケースにおいて、家族再統合方針に先立って虐待告知が行われていたこと。これらのことは、介入する根拠を児童相談所が明示した上で、援助の枠組みづくりにつなげる姿勢が相当徹底されていることを物語っていると考えられたこと。
- ③ 家族再統合の方針決定時における保護者の虐待認知状況では、「行為は認めるが、それが虐待であることを認めていなかった」が最多で 43%、次いで「行為も虐待も認めていた」30%、「行為も虐待も認めていなかった」18% などとなっていること。しかし、調査時点での保護者の虐待認知状況では、「行為も虐待も認めている」が 35% に増え、「行為は認めるが、それが

虐待であることを認めていない」が 24% に、「行為も虐待も認めていない」が 13% に減少しており、家族再統合方針決定時より認知が進んでいると考えられたこと。

- ④ 家族再統合を図るには、生活課題解決のためのソーシャルワーク、家族再接触プログラム、個別又はグループによるカウンセリング、治療的教育など、多面的な援助が必要と考えられるが、実際は「定期的な面接指導・カウンセリング」に集中しており、他の援助の実施状況は低調であること。
- ⑤ 「定期的な面接指導・カウンセリング」では、「月 1 回」が 68%、「2 週に 1 回」が 14%、「週 1 回」が 5% と、9 割以上のケースで月 1 回以上の援助が行われていること。
- ⑥ 援助実施の予定が立てられない、実施の予定がないケースは、「親の意識・意欲が乏しいため」が群を抜いて多く 92%、次いで「実施場所・時間・方法などの点で親との合意に達しないため」が 31% となっていること。また、「親の経済的理由から実施が困難である」が 23% あり、保護者の経済的負担の解消が今後の課題となると考えられること。
- ⑦ 家庭復帰の見通しでは、「家庭復帰を決定し、最終調整の時期にある」「間もなく家庭復帰の決定を行える見通し」「まだ取組み過程にあるが、ほぼ順調に進行」を合わせて 54%、「取組み過程にあるが、現在あまり目立った進展が見られない」「まだ具体的な取組みには至っておらず、家庭復帰をイメージできる状況にはない」を合わせて 42% となっており、順調な経過を辿っているケースが半数を超えていること。
- ⑧ 家庭復帰までに取組んでおくべき課題は多様であるが、全体的に多かったのは「関係機関のサポート体制の整備」「家族の理解・サポート体制の整備」「地域の

理解・サポート体制の整備」であり、それぞれ54%、42%、42%となっており、保護者自身や子どもへの援助もさることながら、保護者以外のサポート体制の整備も不可欠な課題としてとらえられていることを意味していると考えられたこと。

- ⑨ 今回の調査で把握した家族再統合援助ケースの虐待種別内訳と、児童相談所が取り扱った虐待相談の虐待種別内訳（社会福祉行政業務報告）を比較すると、家族再統合援助ケースでは、身体的虐待の比率が高く、ネグレクトの比率が低くなっていること。このことは、ネグレクトケースにおける援助の困難性を意味していると考えられたこと。
- ⑩ 子どもに関する情報（複数回答）では、「情緒的問題」29%、「行動上の問題」28%、「発達障害」11%、「知的障害」8%、「身体障害」3%、「慢性疾患」3%、「自閉性障害」2%、「該当なし」35%となっていること。
- ⑪ 虐待者の属性では、「人格障害」21%、「精神障害」17%、「被虐待歴」18%、「知的障害」81%であり、これらのいずれにも該当しない者（非該当者）が43%であったこと。
- ⑫ 親の属性と子どもの属性との関係をカイ二乗検定で調べたところ、親が人格障害でない場合、子どもの特徴として情緒的問題が少なく、親に被虐待歴がある場合、子どもの行動上の問題の割合が高いこと、親が非該当者の場合、子どもの情緒的問題、行動上の問題の割合が有意に低く、子どももまた「該当なし」の割合が高くなっていること。
- ⑬ 親の属性が精神障害、人格障害の場合、援助の実行から援助の終了に移行することが有意に困難であり、非該当者では「実施予定」から「実施」への移行が容易であること。このことは、精神障害群および人格障害群では、親子の関係が改善されるなどにより援助そのものは終了しても、経済的問題や地域との関係など解決すべき社会的要因が残っていること、該当なし群の場合、他の群に比べ、援助を受けることの協力を取り付け易いことを物語っていると考えられたこと。
- ⑭ 「実施予定」から「実施」に移行する上で統計的に有意な要因として、人格障害群では「家族再接触・宿泊体験」、「定期的な面接・カウンセリング」が、被虐待群では「親の虐待認知の形成」「親子再接触・宿泊体験」「定期的な面接指導・カウンセリング」が、該当なし群では「児童相談所以外の関係機関の参画」が挙げられたこと。
- ⑮ 実施段階から実施の終了を迎える上で統計的に有意な要因として、精神障害群において「虐待者の不安・こまり感の軽減」が挙げられたこと。
- ⑯ 経過が順調に推移している段階から「すでに家庭復帰を決定し、最終調子の時期にある」段階への移行では、知的障害、被虐待歴のある親では達成が困難であり、逆に非該当者では達成し易いこと。

- ⑰ 「具体的な取組みには至っておらず、家庭復帰をイメージできる状況にはない」段階から援助が順調に運ぶ段階に移行する上で、統計的に有意な要因として、精神障害群では「虐待者の不安・こまり感の軽減」が挙げられ、人格障害群では「関係機関のサポート体制の整理」とともに「職権保護」が挙げられ、ハードアプローチの有効性が示唆されたこと。被虐待群では、「親の虐待認知の形成」、援助計画作成への「虐待者の参画」、「虐待者以外の家族の参画」が挙げられ、該当なし群では、「虐待者の参画」「虐待者以外の家族の参画」、「定期的なカウンセリング」が挙げられたこと。
- ⑱ 経過が順調に推移している段階から「すでに家庭復帰を決定し、最終調子の時期にある」段階に移行する上で、統計的に有意な要因として、精神障害群では「虐待者の不安・こまり感の軽減」が挙げられ、人格障害群では「関係機関のサポート体制の整備」が挙げられたこと。該当なし群では、「児童本人の参画」「虐待者の参画」「虐待者以外の家族の参画」「親族の理解・サポート体制の整備」「地域の理解・サポート体制の整備」などの、子どもや親といった当事者やインフォーマルな資源である親族や地域と連携した枠組み作りについての項目が挙げられたこと。
- ⑲ 効果的な援助に資すると思われる要因を保護者の属性別に明らかにしたが、収集した事例の標本数が少なく、今回提示した援助要因を直ちに一般化することはできないこと。この意味では、これらの要因はあくまで仮説的であり、今後検証される必要があること。

## おわりに

家族再統合に向けた援助が重要な課題となっているが、援助の手法どころか、家族再統合の概念すら十分なコンセンサスが得られていないのが実情である。本チーム研究は平成17年度、家族再統合の概念や援助フローなどについて整理を試みるとともに、児童相談所における援助実態を把握したが、平成18年度は、家族再統合援助計画を策定した事例で、「実際に援助を実施できている、あるいはすでに実施済み事例」、「実施不可能である事例、あるいは中断を余儀なくされた事例」をそれぞれ2件まで任意選択で求めたが、これらの事例に対する援助実態を分析するとともに、これらの事例について、保護者の属性と子どもの属性との関連を分析した。さらに、家族再統合援助に寄与しえる要因を保護者の属性別に統計的な分析を行った。その結果、属性によっては保護者と子どもとの間で有意な関連が認められること、保護者の属性によって家族再統合援助に寄与しえる要因が異なることなどが明らかになった。ただし、収集した事例の標本数が少ないため、これらの結果を直ちに一般化することはできない。この意味において、これらの結果はあくまで仮説的であり、今後検証を行っていく必要がある。

家族再統合に向けた援助のあり方について試行錯誤が重ねられている現状にあつて、本調査結果がいささかでも家族再統合援助に資することができれば幸甚である。

最後になったが、本調査研究の実施に際して貴重なご意見を頂戴した研究協力者の方々および多忙な中、調査にご協力いただいた全国の児童相談所の方々には心からお礼を申し上げる次第である。

#### 注

- 1 : 西澤哲「分離における子どもへの支援・治療、保護者、家族への支援・治療」児童虐待防止対策支援・治療研究会編『子ども・家族への支援・治療をするために』日本児童福祉協会、2004、p45
- 2 : 才村純他「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第 28 条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」『平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』、こども未来財団、2006
- 3 : 津崎哲郎「新たな理念としての父性的ソーシャルワーク論」『少年育成』第 48 巻第 3 号、大阪少年補導協会、2003

表1. 家族再統合（家庭復帰をめざす場合に限定）の方針をたてた場合

	初期介入時	一時保護中	施設措置・里親委託時	その他	不明	合計
回答数	10	23	31	2	2	136
割合	7.4%	16.9%	22.8%	1.5%	1.5%	100.0%

表2. 保護者への虐待告知を行った段階

	初期介入時	一時保護中	施設措置・里親委託時	その他	不明	合計
回答数	84	34	3	3	4	136
割合	61.8%	25.0%	2.2%	2.2%	2.9%	100.0%

表3. 家族再統合の方針決定時の親の虐待認知の形成度合

	行為があったことは認めていたが、それが虐待であることは認めなかった	行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていた	虐待の結果子どもにどのような影響を及ぼしたかを理解していた	行為があったことも虐待にあたるとまだ認めなかった	その他	合計
回答数	58	41	5	25	5	136
割合	42.6%	30.1%	3.7%	18.4%	3.7%	100.0%

表4. 現在の親の虐待認知の形成度合

	行為があったことは認めていたが、それが虐待であることは認めなかった	行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていた	虐待の結果子どもにどのような影響を及ぼしたかを理解していた	行為があったことも虐待にあたるとまだ認めなかった	その他	不明	合計
回答数	33	47	16	18	8	1	136
割合	24.3%	34.6%	11.8%	13.2%	5.9%	0.7%	100.0%

表5. 家族再統合援助計画の策定に参画した人または機関（MA）

	児童本人	虐待者	虐待者以外の家族	児童福祉施設職員	関係機関職員	その他	有効回答数
回答数	15	64	34	90	47	10	136
割合	11.0%	47.1%	25.0%	66.2%	34.6%	7.4%	100.0%

表6. 家族再統合援助計画に基づく保護者援助の実施状況

	すでに実施済み	実施中	中断中	実施予定が立てられない・実施予定なし	不明	合計
回答数	10	94	12	13	2	136
割合	7.4%	69.1%	8.8%	9.6%	1.5%	100.0%

表7. ケースに実施した（実施中・実施予定の）保護者援助の内容（MA）

	MCG	CSP (コンソ ンパレン ティン グ)	My Tree	Nobody 's Perfec t	家族再 接触プ ログラ ム	親子宿 泊体験	生活課 題解決 のため のソー シャル ワーク	定期的 な面接 指導・ カウンセ リング	その他	有効回 答数
回答数	0	6	0	0	46	20	31	100	18	136
割合	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	33.8%	14.7%	22.8%	73.5%	13.2%	100.0%

表8. 定期的な面接指導・カウンセリングのおよその頻度

	週1回	2週に 1回	月1回	その他	不明	合計
回答数	5	14	68	5	2	100
割合	5.0%	14.0%	68.0%	5.0%	2.0%	100.0%

表9. 表7の援助内容を選択（あるいは組み合わせ選択）した理由（MA）

	援助内 容が保 護者や 親子が 抱える 課題解 決に適 してい るから	児童相 談所内 にこの 援助内 容を実 施でき る職員 がいる から	外部に この援 助内容 を実施 委託で きる人・機 関があ るから	児童相 談所と して、 再統合 を目指 すケー スには この援 助の受 講を条 件とし ている から	その他	有効回 答数
回答数	92	32	16	23	7	136
割合	67.6%	23.5%	11.8%	16.9%	5.1%	100.0%

表10. 表6で「実施予定が立てられない・実施予定なし」と回答した理由

	親の意 識・意 欲が乏 しいた め	親の経 済的理 由から 実施が 困難で あるた め	親の入 院・拘 留等に より実 施が困 難であ るため	具体的 な援助 技法実 施にあ たっ て、技 術面で 未整備 のため	児童相 談所の 人員不 足のため	協働す る他機 関との 調整が 困難な ため	児童福 祉施設 が実施 すべき である が、条 件が整 わない ため	その他	有効回 答数
回答数	12	3	0	0	0	1	0	5	13
割合	92.3%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	38.5%	100.0%

表11. ケースの家庭復帰の見直し

	すでに 家庭復 帰を決 定し、 最終調 整の時 期にあ る	間もな く家庭 復帰の 決定を 行える 見通し である	まだ取 り組み 過程に あるが、 ほぼ順 調に進 行して いる	まだ具 体的な 取り組 みには 至って おら ず、家 庭復帰 をイメ ージで きる状 況には ない	不明	合計
回答数	23	15	35	25	6	136
割合	16.9%	11.0%	25.7%	18.4%	4.4%	100.0%

表12. 家庭復帰に至るまでに取り組んでおくべき課題・条件 (MA)

	虐待者の虐待認知の形成	虐待者の不安・こまり感の軽減	虐待者への治療的援助	児童自らの危険回避能力の獲得	家族の理解・サポート体制の整備	親族の理解・サポート体制の整備	地域の理解・サポート体制の整備
回答数	48	40	37	32	57	39	57
割合	35.3%	29.4%	27.2%	23.5%	41.9%	28.7%	41.9%
	関係機関のサポート体制の整備	児童相談所が用意した所定のプログラムを終了すること	親側の引き取り意欲	その他	有効回答数		
回答数	73	38	25	5	136		
割合	53.7%	27.9%	18.4%	3.7%	100.0%		

ケースの属性

表13. 初期介入時の年齢

	0歳	1歳	2歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳		
回答数	22	5	11	7	13	9	12	6	11		
割合	16.2%	3.7%	8.1%	5.1%	9.6%	6.6%	8.8%	4.4%	8.1%		
	10歳	11歳	12歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	不明	合計
回答数	5	7	3	3	2	0	0	0	0	34	136
割合	3.7%	5.1%	2.2%	2.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%

表14. 現在の年齢

	0歳	1歳	2歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳		
回答数	6	11	6	6	12	11	8	7	7		
割合	4.4%	8.1%	4.4%	4.4%	8.8%	8.1%	5.9%	5.1%	5.1%		
	10歳	11歳	12歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	不明	合計
回答数	12	10	12	2	5	2	1	1	0	56	136
割合	8.8%	7.4%	8.8%	1.5%	3.7%	1.5%	0.7%	0.7%	0.0%	41.2%	100.0%

表15. 性別

	男	女	不明
回答数	69	60	7
割合	50.7%	44.1%	5.1%

表16. 主たる虐待者

	実父	実母	養父・継父	祖父	祖母	その他	不明	合計
回答数	40	73	10	0	1	3	4	136
割合	29.4%	53.7%	7.4%	0.0%	0.7%	2.2%	2.9%	100.0%

表17. 虐待の種類 (主たるものひとつ)

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	不明	合計
回答数	81	17	4	4	136
割合	59.6%	12.5%	2.9%	2.9%	100.0%

表18. 虐待の程度

	重度 (生命への危険あり)	中度 (心身への何らかの加療を要す)	軽度 (a・b以外)	合計
回答数	23	69	36	136
割合	16.9%	50.7%	26.5%	100.0%

表19. 児童に関する情報 (MA)

	発達障害	自閉性障害	知的障害	慢性疾患	情緒的問題	行動上の問題	該当なし	有効回答数
回答数	15	2	11	4	40	38	47	136
割合	11.0%	1.5%	8.1%	2.9%	29.4%	27.9%	34.6%	100.0%

表20. 虐待者に関する情報 (MA)

	精神障害	人格障害	知的障害	該当なし	有効回答数
回答数	23	29	6	59	136
割合	16.9%	21.3%	4.4%	43.4%	100.0%

表21. 立入調査

	有り	無し	不明
回答数	11	113	12
割合	8.1%	83.1%	8.8%

表22. 職権保護

	有り	無し	不明
回答数	68	61	7
割合	50.0%	44.9%	5.1%

表23. 児童福祉法第28条措置の有無

	有り	無し	不明
回答数	34	88	14
割合	25.0%	64.7%	10.3%



〔クロス集計表〕

表24. 「家族再統合(家庭復帰をめざす場合に限定)の方針をたてた時期」と「保護者への虐待告知」のクロス表 F両\*

			保護者への虐待告知				合計
			初期介入時	一時保護中	施設措置・里親委託時	施設入所・里親委託後	
家族再統合(家庭復帰をめざす場合に限定)の方針をたてた時期	初期介入時	度数	10	0	0	0	10
		総和の%	100.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	一時保護中	度数	12	12	0	0	24
		総和の%	50.0%	50.0%	.0%	.0%	100.0%
	施設措置・里親委託時	度数	22	7	1	0	30
		総和の%	73.3%	23.3%	3.3%	.0%	100.0%
	施設入所・里親委託後	度数	39	16	2	8	65
		総和の%	60.0%	24.6%	3.1%	12.3%	100.0%
合計		度数	83	35	3	8	129
		総和の%	64.3%	27.1%	2.3%	6.2%	100.0%

表25. 「子どもの情緒的問題」と「親の人格障害」のクロス表 F両\*・F片\*

		親の人格障害		合計	
		親人無	親人有		
子どもの情緒的問題	児情無	度数	70	15	85
		総和の%	57.4%	12.3%	69.7%
	児情有	度数	23	14	37
		総和の%	18.9%	11.5%	30.3%
合計		度数	93	29	122
		総和の%	76.2%	23.8%	100.0%

表26. 「子どもの行動上の問題」と「親の被虐待歴」のクロス表 F片\*

		親の被虐待歴		合計	
		親虐無	親虐有		
子どもの行動上の問題	児行無	度数	73	12	85
		総和の%	59.8%	9.8%	69.7%
	児行有	度数	26	11	37
		総和の%	21.3%	9.0%	30.3%
合計		度数	99	23	122
		総和の%	81.1%	18.9%	100.0%

表27. 「子どもの行動上の問題」と「親の該当なし」のクロス表 F両\*・F片\*

		親の該当なし		合計	
		親他無	親他有		
子どもの行動上の問題	児行無	度数	40	45	85
		総和の%	32.8%	36.9%	69.7%
	児行有	度数	25	12	37
		総和の%	20.5%	9.8%	30.3%
合計		度数	65	57	122
		総和の%	53.3%	46.7%	100.0%

精神障害群

表28. 「虐待者の不安・こまり感の軽減」と「保護者援助の実施状況：区分③」のクロス集計表 F片\*・F両\*

			保護者援助の実施状況：区分③		合計
			未達成	達成	
虐待者の不安・こまり感の軽減	非該当	度数	15	1	16
		総和の%	93.8%	6.3%	100.0%
	該当	度数	3	3	6
		総和の%	50.0%	50.0%	100.0%
合計		度数	18	4	22
		総和の%	81.8%	18.2%	100.0%

表29. 「虐待者の虐待認知の形成」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*\*・F片\*\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
虐待者の虐待認知の形成	非該当	度数	1	12	13
		総和の%	7.7%	92.3%	100.0%
	該当	度数	7	3	10
		総和の%	70.0%	30.0%	100.0%
合計		度数	8	15	23
		総和の%	34.8%	65.2%	100.0%

表30. 「虐待者の不安・こまり感の軽減」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
虐待者の不安・こまり感の軽減	非該当	度数	8	9	17
		総和の%	47.1%	52.9%	100.0%
	該当	度数	0	6	6
		総和の%	0.0%	100.0%	100.0%
合計		度数	8	15	23
		総和の%	34.8%	65.2%	100.0%

表31. 「児童自らの危険回避能力の獲得」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
児童自らの危険回避能力の獲得	非該当	度数	4	14	18
		総和の%	22.2%	77.8%	100.0%
	該当	度数	4	1	5
		総和の%	80.0%	20.0%	100.0%
合計		度数	8	15	23
		総和の%	34.8%	65.2%	100.0%

表32. 「虐待者の不安・こまり感の軽減」と「家庭復帰の見通し：区分⑤」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分⑤		合計
			未達成	達成	
虐待者の不安・こまり感の軽減	非該当	度数	16	1	17
		総和の%	94.1%	5.9%	100.0%
	該当	度数	3	3	6
		総和の%	50.0%	50.0%	100.0%
合計		度数	19	4	23
		総和の%	82.6%	17.4%	100.0%

人格障害群

表33. 「定期的な面接指導・カウンセリング」と「保護者援助の実施状況：区分②」のクロス表 F両\*・F片\*

			保護者援助の実施状況：区分②		合計
			未達成	達成	
定期的な面接指導・カウンセリング	非該当	度数	3	4	7
		総和の%	42.9%	57.1%	100.0%
	該当	度数	1	21	22
		総和の%	4.5%	95.5%	100.0%
合計		度数	4	25	29
		総和の%	13.8%	86.2%	100.0%

表34. 「虐待者の虐待認知の形成」と「保護者援助の実施状況：区分②」のクロス表 F両\*\*・F片\*\*

			保護者援助の実施状況：区分②		合計
			未達成	達成	
虐待者の虐待認知の形成	非該当	度数	1	23	24
		総和の%	4.2%	95.8%	100.0%
	該当	度数	3	2	5
		総和の%	60.0%	40.0%	100.0%
合計		度数	4	25	29
		総和の%	13.8%	86.2%	100.0%

表35. 「関係機関のサポート体制の整備」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*\*\*・F片\*\*\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
関係機関のサポート体制の整備	非該当	度数	11	2	13
		総和の%	84.6%	15.4%	100.0%
	該当	度数	3	13	16
		総和の%	18.8%	81.3%	100.0%
合計		度数	14	15	29
		総和の%	48.3%	51.7%	100.0%

被虐待群

表36. 「家族再統合（家庭復帰）方針決定時の親の虐待認知の形成」と「保護者援助の実施状況：区分②」のクロス表 F両\*\*

			保護者援助の実施状況：区分②		合計
			未達成	達成	
家族再統合（家庭復帰）方針決定時の親の虐待認知の形成	行為があったことも、虐待にあたることもまだ認めてはいなかった	度数	4	3	7
		総和の%	57.1%	42.9%	100.0%
	行為があったことは認めていたが、それが虐待であることは認めていなかった	度数	0	10	10
		総和の%	0.0%	100.0%	100.0%
行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていた	度数	2	5	7	
	総和の%	28.6%	71.4%	100.0%	
合計		度数	6	18	24
		総和の%	25.0%	75.0%	100.0%

表37. 「現在の親の虐待認知」と「保護者援助の実施状況：区分②」のクロス表 F両\*

			保護者援助の実施状況：区分②		合計
			未達成	達成	
現在の親の虐待認知	行為があったことも、虐待にあたることもまだ認められてはいなかった	度数	4	2	6
		総和の %	66.7%	33.3%	100.0%
	行為があったことは認めていたが、それが虐待であることは認めていなかった	度数	0	3	3
		総和の %	.0%	100.0%	100.0%
	行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていた	度数	2	13	15
		総和の %	13.3%	86.7%	100.0%
合計	度数	6	18	24	
	総和の %	25.0%	75.0%	100.0%	

表38. 「定期的な面接指導・カウンセリング」と「保護者援助の実施状況：区分②」のクロス表 F両\*\*・F片\*\*

			保護者援助の実施状況：区分②		合計
			未達成	達成	
定期的な面接指導・カウンセリング	非該当	度数	4	1	5
		総和の %	80.0%	20.0%	100.0%
	該当	度数	2	17	19
		総和の %	10.5%	89.5%	100.0%
合計	度数	6	18	24	
	総和の %	25.0%	75.0%	100.0%	

表39. 「現在の親の虐待認知」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
現在の親の虐待認知：略	行為があったことも、虐待にあたることもまだ認められてはいなかった	度数	5	1	6
		総和の %	83.3%	16.7%	100.0%
	行為があったことは認めていたが、それが虐待であることは認めていなかった	度数	2	1	3
		総和の %	66.7%	33.3%	100.0%
	行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていた	度数	3	10	13
		総和の %	23.1%	76.9%	100.0%
合計	度数	10	12	22	
	総和の %	45.5%	54.5%	100.0%	

表40. 「家族再統合援助計画の策定における虐待者の参画」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス集計表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
虐待者	非参加	度数	8	4	12
		総和の %	66.7%	33.3%	100.0%
	参加	度数	2	8	10
		総和の %	20.0%	80.0%	100.0%
合計	度数	10	12	22	
	総和の %	45.5%	54.5%	100.0%	

表41. 「家族再統合援助計画の策定における虐待者以外の家族の参画」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
虐待者以外の家族	非参加	度数	10	7	17
		総和の %	58.8%	41.2%	100.0%
	参加	度数	0	5	5
		総和の %	.0%	100.0%	100.0%
合計	度数	10	12	22	
	総和の %	45.5%	54.5%	100.0%	

表42. 「定期的な面接指導・カウンセリング」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
定期的な面接指導・カウンセリング	非該当	度数	4	0	4
		総和の %	100.0%	.0%	100.0%
	該当	度数	6	12	18
		総和の %	33.3%	66.7%	100.0%
合計	度数	10	12	22	
	総和の %	45.5%	54.5%	100.0%	

表43. 「虐待防止法第28条措置」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
虐待防止法第28条措置	有	度数	7	2	9
		総和の %	77.8%	22.2%	100.0%
	無	度数	3	10	13
		総和の %	23.1%	76.9%	100.0%
合計	度数	10	12	22	
	総和の %	45.5%	54.5%	100.0%	

該当なし群

表44. 「虐待者の虐待認知の形成」と「保護者援助の実施状況：区分②」のクロス表 F両\*\*\*・F片\*\*\*

			保護者援助の実施状況：区分②		合計
			未達成	達成	
虐待者の虐待認知の形成	非該当	度数	3	28	31
		総和の %	9.7%	90.3%	100.0%
	該当	度数	14	13	27
		総和の %	51.9%	48.1%	100.0%
合計		度数	17	41	58
		総和の %	29.3%	70.7%	100.0%

表45. 「親側の引き取り意欲」と「保護者援助の実施状況：区分②」 F両\*\*\*・F片\*\*\*

			保護者援助の実施状況：区分②		合計
			未達成	達成	
親側の引き取り意欲	非該当	度数	7	35	42
		総和の %	16.7%	83.3%	100.0%
	該当	度数	10	6	16
		総和の %	62.5%	37.5%	100.0%
合計		度数	17	41	58
		総和の %	29.3%	70.7%	100.0%

表46. 「家族再統合援助計画の策定における虐待者の参画」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
虐待者	非参加	度数	19	16	35
		総和の %	54.3%	45.7%	100.0%
	参加	度数	6	18	24
		総和の %	25.0%	75.0%	100.0%
合計		度数	25	34	59
		総和の %	42.4%	57.6%	100.0%

表47. 「家族再統合援助計画の策定における児童相談所以外の関係機関の参画」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*\*・F片\*\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
児童相談所以外の関係機関	非参加	度数	9	2	11
		総和の %	81.8%	18.2%	100.0%
	参加	度数	16	32	48
		総和の %	33.3%	66.7%	100.0%
合計		度数	25	34	59
		総和の %	42.4%	57.6%	100.0%

表48. 「定期的な面接指導・カウンセリング」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
定期的な面接指導・カウンセリング	非該当	度数	10	5	15
		総和の %	66.7%	33.3%	100.0%
	該当	度数	15	29	44
		総和の %	34.1%	65.9%	100.0%
合計		度数	25	34	59
		総和の %	42.4%	57.6%	100.0%

表49. 「虐待者の虐待認知の形成」と「家庭復帰の見通し：区分④」のクロス表 F両\*\*・F片\*\*

			家庭復帰の見通し：区分④		合計
			未達成	達成	
虐待者の虐待認知の形成	非該当	度数	8	24	32
		総和の %	25.0%	75.0%	100.0%
	該当	度数	17	10	27
		総和の %	63.0%	37.0%	100.0%
合計		度数	25	34	59
		総和の %	42.4%	57.6%	100.0%

表50. 「家族再統合援助計画の策定における児童本人の参画」と「家庭復帰の見通し：区分⑤」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分⑤		合計
			未達成	達成	
児童本人	非参加	度数	43	12	55
		総和の %	78.2%	21.8%	100.0%
	参加	度数	1	3	4
		総和の %	25.0%	75.0%	100.0%
合計		度数	44	15	59
		総和の %	74.6%	25.4%	100.0%

表51. 「家族再統合援助計画の策定における虐待者の参画」と「家庭復帰の見通し：区分⑤」のクロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分⑤		合計
			未達成	達成	
虐待者	非参加	度数	30	5	35
		総和の %	85.7%	14.3%	100.0%
	参加	度数	14	10	24
		総和の %	58.3%	41.7%	100.0%
合計		度数	44	15	59
		総和の %	74.6%	25.4%	100.0%

表52. 「家族再統合援助計画の策定における虐待者以外の  
家族の参画」と「家庭復帰の見通し：区分⑤」のク  
ロス表 F両\*・F片\*

			家庭復帰の見通し：区分⑤		合計
			未達成	達成	
虐待者以外の家族	非参加	度数	37	8	45
		総和の %	82.2%	17.8%	100.0%
	参加	度数	7	7	14
		総和の %	50.0%	50.0%	100.0%
合計		度数	44	15	59
		総和の %	74.6%	25.4%	100.0%

表53. 「虐待者の不安・こまり感の軽減」と「家庭復帰の見通し：区分⑤」のクロス表 F片\*

			家庭復帰の見通し：区分⑤		合計
			未達成	達成	
虐待者の不安・こまり感の軽減	非該当	度数	30	14	44
		総和の %	68.2%	31.8%	100.0%
	該当	度数	14	1	15
		総和の %	93.3%	6.7%	100.0%
合計		度数	44	15	59
		総和の %	74.6%	25.4%	100.0%

【いくつでもO】

⑧上記の援助内容を選択(あるいは細み合わせ選択)した理由は何ですか

1. 援助内容が保護者や親子が抱える課題解決に適しているから
2. 児童相談所内にこの援助内容を実施できる職員がいるから
3. 外部にこの援助内容を実施委託できる人・機関があるから
4. 保護者が希望した(している)から
5. 児童相談所として、再統合を目指すケースにはこの援助の受講を条件としているから
6. その他 ( )

⑨【⑥で『5. 実施予定が立てられない・実施予定なし』と回答した方のみお答えください】

援助が実施できない(できていない)理由として考えられることは何ですか

1. 親の意識・意欲が乏しいため
2. 親の経済的理由から実施が困難であるため
3. 親の入院・拘留等により実施が困難であるため
4. 実施場所・時間・方法などの点で親との合意に達しないため
5. 具体的な援助技法実施にあたって、技術面で未整備のため
6. 児童相談所の人員不足のため
7. 協働する他機関との調整が困難なため
8. 児童福祉施設が実施すべきであるが、条件が整わないため
9. その他 ( )

【いくつでもO】

⑩このケースの家庭復帰の見通し

1. すでに家庭復帰を決定し、最終調整の時期にある
2. 間もなく家庭復帰の決意を行える見通しである
3. まだ取り組み過程にあるが、ほぼ順調に進行している
4. 取り組み過程にあるが、現在あまり自立した進捗が見られない
5. まだ具体的な取り組みには至っておらず、家庭復帰をイメージできる状況にはない

【1つだけO】

⑪この先家庭復帰に至るまでに取り組んでおくべき課題・条件

1. 虐待者の虐待認知の形成
2. 虐待者の不安・こまり感の軽減
3. 虐待者への治療的援助
4. 児童の問題行動等の改善・軽減
5. 児童自らの危険回避能力の獲得
6. 家族の理解・サポート体制の整備
7. 親族の理解・サポート体制の整備
8. 地域の理解・サポート体制の整備
9. 関係機関のサポート体制の整備
10. 児童相談所が用意した所定のプログラムを終了すること
11. 親側の引き取り意欲
12. 児童の家庭復帰への希望
13. その他 ( )

【いくつでもO】

⑫ケースの属性

1. 初期介入時の年齢 ( ) 歳
2. 現在の年齢 ( ) 歳
3. 性別 ( 男・女 )
4. 主たる虐待者
  - a. 実父
  - b. 実母
  - c. 養父・継父
  - d. 養母・継母
  - e. 祖父
  - f. 祖母
  - g. その他 ( )
5. 虐待の種類(主たるものひとつ)
  - a. 身体的虐待
  - b. 心理的虐待
  - c. 性的虐待
  - d. ネグレクト
6. 虐待の程度
  - a. 重度(生命への危険あり)
  - b. 中度(心身への何らかの加療を要す)
  - c. 軽度(a・b以外)
7. 児童に関する情報
  - a. 発達障害
  - b. 自閉性障害
  - c. 知的障害
  - d. 身体障害
  - e. 慢性疾患
  - f. 情緒的問題
  - g. 行動上の問題
  - h. 該当なし
8. 虐待者に関する情報
  - a. 精神障害
  - b. 人格障害
  - c. 知的障害
  - d. 被害者歴
  - e. 該当なし
9. 立入調査 ( 有・無 )
10. 職権保護 ( 有・無 )
11. 児童福祉法第28条措置 ( 有・無 )

【いくつでもO】

⑬家族再統合援助計画の策定に当たり参画した人または機関

1. 児童本人
2. 虐待者
3. 虐待者以外の家族
4. 虐待者以外の家族 ( )
5. 児童福祉施設職員
6. 関係機関職員 ( )
7. その他 ( )

【いくつでもO】

⑭家族再統合援助計画に基づく保護者援助の実施状況

1. すでに実施済み
  2. 実施中
  3. 中断(理由: )
  4. 今後実施する予定
  5. 実施予定が立てられない・実施予定なし
- ⑩に進んでください

【1つだけO】

⑮このケースに実施した(実施中・実施予定の)保護者援助の内容

1. MCG (具体的に: )
  2. GSP (エモビカ7UPプログラム)
  3. My Tree
  4. ベアレントトレーニング(精研方式)
  5. Nobody's Perfect
  6. 家族再統合プログラム
  7. 親子宿泊体験
  8. 生活課題解決のためのソリューションワーク
  9. 定期的な面接指導・カウンセリング
  10. その他 ( )
- およその頻度 a. 週1回 b. 2週に1回 c. 月1回 d. 3ヶ月に1回 e. その他 ( )

【いくつでもO】

質問は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。

児童相談所における改正法施行の状況および家族再統合にむけた援助の実態把握に関する調査

児童虐待づくり等調査研究事業、日本子ども家庭総合研究所チーム研究

事例調査J

児童相談所名	事例番号
--------	------

D. 基本調査のQ9-③「家族再統合(家庭復帰)の方針をたてているケースに対して、援助計画を作成している」事業がある場合のみ、その中から下記の事例を抽出し、お答えください

\*同一事例の他の事例調査票にまたがる場合は、必ず同一の援助内容を記入してください

○調査記入の手引き参照

- ・再統合援助計画をたて、計画に基いて保護者援助を実施したケース → 2. 事例
  - ・再統合援助計画をたてたが、計画に基いた保護者援助は実施できなかったケース → 2. 事例
- ※該当ケースが2事例に満たない場合は、該当事例数だけお答えください。

①家族再統合(家庭復帰)をめぐらず場合に限定)の方針をたてた時期

1. 初期介入時
2. 一時保護中
3. 施設措置・里親委託時
4. 施設入所・里親委託後
5. その他 ( )

【1つだけO】

②保護者への虐待告知はどの段階で行いましたか

1. 初期介入時
2. 一時保護中
3. 施設措置・里親委託時
4. 施設入所・里親委託後
5. その他 ( )

【1つだけO】

③家族再統合(家庭復帰)方針決定時、親の虐待認知はどのくらい形成されていましたか

1. 行為があったことは認めていたが、それが虐待であることは認めていなかった
2. 行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていた
3. 虐待の結果子どもにどのような影響を及ぼしたかを理解していた
4. なぜ虐待に至ってしまったのか、そのメカニズムまで理解していた
5. 行為があったことも虐待にあたるともまだ認めていなかった
6. その他 ( )

【1つだけO】

④現在親の虐待認知はどのくらい形成されていますか

1. 行為があったことは認めたが、それが虐待であることは認めていない
2. 行為があったことを認め、それが虐待であることも認めていない
3. 虐待の結果子どもにどのような影響を及ぼしたかを理解している
4. なぜ虐待に至ってしまったのか、そのメカニズムまで理解している
5. 行為があったことも虐待にあたるともまだ認めていない
6. その他 ( )

【1つだけO】

⑤家族再統合援助計画の策定に当たり参画した人または機関

1. 児童本人
2. 虐待者
3. 虐待者以外の家族
4. 虐待者以外の家族 ( )
5. 児童福祉施設職員
6. 関係機関職員 ( )
7. その他 ( )

【いくつでもO】

⑥家族再統合援助計画に基づく保護者援助の実施状況

1. すでに実施済み
  2. 実施中
  3. 中断(理由: )
  4. 今後実施する予定
  5. 実施予定が立てられない・実施予定なし
- ⑩に進んでください

【1つだけO】

⑦このケースに実施した(実施中・実施予定の)保護者援助の内容

1. MCG (具体的に: )
  2. GSP (エモビカ7UPプログラム)
  3. My Tree
  4. ベアレントトレーニング(精研方式)
  5. Nobody's Perfect
  6. 家族再統合プログラム
  7. 親子宿泊体験
  8. 生活課題解決のためのソリューションワーク
  9. 定期的な面接指導・カウンセリング
  10. その他 ( )
- およその頻度 a. 週1回 b. 2週に1回 c. 月1回 d. 3ヶ月に1回 e. その他 ( )

【いくつでもO】